

# 中央労基協 Report

令和6年10月

## 令和6年度 中央健康推進大会が開催されました！



令和6年9月12日、文京区の文京シビックセンター小ホールにおいて、中央労働基準監督署、公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会、東京中央地域産業保健センター、一般社団法人文京区産業協会の共催により令和6年度中央健康推進大会が開催されました。

第1部では主催者を代表して中央労働基準監督署の武元署長及び公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の三好支部長による挨拶に続き、東京労働局長表彰受賞1社及び個人1名の披露と中央労働基準監督署長から7社及び個人2名に対して安全衛生表彰が行われました。

第2部では全国労働衛生週間実施要綱等について、中央労働基準監督署の竹村産業安全専門官による説明があり、「主唱者（厚労省・中災防）、協賛者の実施事項」、「実施者（事業者）が準備期間中及び全国労働衛生週間に実施する事項・継続的に実施する事項」、「過重労働による健康障害防止対策」、「メンタルヘルス対策の推進」及び「化学物質対策」等について説明がありました。

特別講演として、東京働き方改革推進支援センター専門家・特定社会保険労務士の渡辺薫先生から「カスタマーハラスメント対策等による労働者の健康保持増進について」と題して、昨今の社会的な課題であるカスタマーハラスメント対策について、定義や対応・対策について講演がありました。

なお、中央労働基準監督署長表彰者は、以下のとおりです。

○曙プレーキ工業株式会社 本店（グローバル本社） ○ダイダシ・新日空・三晃特定建設工事共同企業体 特許庁総合庁舎改修（20）機械設備工事 ○株式会社鴻池組 東京本店（仮称）BIZCORE外神田計画新築工事 ○新日本・東テック建設共同企業体 中央区晴海特別出張所（仮称）等複合施設建設工事（機械設備工事） ○戸田・不動・ムカイ建設共同企業体 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事 ○松井・クリスタルジャパン・萬世建設共同企業体 中央区晴海特別出張所（仮称）等複合施設建設工事（建築工事） ○ピーエス・コンストラクション株式会社 東京建築支店（仮称）千代田区六番町計画新築工事 ○渡邊実（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者）  
○日野敬太（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者）



武元署長



三好支部長



竹村専門官



渡辺特定社労士

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好  
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

\* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です。

# 全国労働衛生週間を迎えて

中央労働基準監督署  
署長 武元洋一

東基連中央労働基準協会支部並びに会員の皆様には、当署の業務運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜わり、心より御礼申し上げます。

厚生労働省では、10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、全国労働衛生週間を実施いたします。

今年で75回目を迎える同週間のスローガンは、「**推してます みんな笑顔の健康職場**」です。健康確保を推進することによって、誰もが笑顔で快適に働くことができるよう、愛される職場づくりを目指していくことを表したものと伺っています。

一方、管内の労働者の健康をめぐる状況としましては、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、又はストレスを感じる労働者の割合は依然として高い状況にあり、精神障害に係る労災請求件数は年々増加しています。

近年の傾向としましては、ハラスメントが原因で発病したと主張される事案の増加が著しく、全体の半数を超えていますし、ハラスメントの内容では、いわゆるカスタマーハラスメントによる心理的負担を主張される事案も増えております。

また、高齢化の進行により、一般健診の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者の増加、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。

このような状況から、あらゆる労働者が健康に働き続けるため、安心、安全な職場環境づくりの推進が重要となってまいります。中でも、メンタルヘルス対策への取組みが特に重要と考えられますので、心の健康づくり計画の策定、ストレスチェックの確実な実施をお願い申し上げますとともに、引き続き、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策をお願い申し上げます。

さらに、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づき、事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施も併せてお願い致します。

最後に、全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること等を目的としておりますことから、各職場におかれましては、同週間を機会に、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進をお願い致します。



## 令和6年度中央健康推進大会に際し

(公社) 東基連中央労働基準協会支部

支部長 三好 忠満

ご紹介のありました公益社団法人東京労働基準協会連合会、中央労働基準協会支部長の三好でございます。

令和6年度中央健康推進大会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙のなか中央健康推進大会にご出席頂き、ありがとうございます。

また、ご参集の皆様には、平素から、「東基連 中央労働基準協会支部」、「建災防 東京支部 中央・千代田・文京分会」、「東京中央地域 産業保健センター」、「文京区産業協会」が実施している各事業にご協力を頂き、この場をお借りし、改めまして感謝申し上げます。

本大会は、企業と労働者、行政機関、関係団体が一堂に集い、「職場における健康の確保、増進を目指す」という目的で、全国労働衛生週間の時期に合わせ開催されるものであります。

本日の大会では、日頃から積極的な安全衛生に関する活動を展開されている皆様に対して表彰させていただきます。

そして、特別講演といたしまして、「カスタマーハラスメント対策等による労働者の健康保持増進について」と題し、東京働き方改革推進支援センターで「専門家」を務めておられる特定社会保険労務士「渡辺 薫 様」に講演をお願いしております。

労働衛生を巡っては多くの課題がございます。労働者の健康障害に関しては、パワハラ等ハラスメント対策の必要性が訴えられています。

その中でも近年、とみに、いわゆる「カスタマーハラスメント」に対する対応の重要性が取り上げられており、産業保健スタッフとしても、新たな課題を抱える事になりました。

本日は、これらの問題に造詣の深い「渡辺先生」に特別講演をお願いしたところでもあります。

さて、化学物質による災害につきましては、年間 450 件程度で推移し、減少の気配は見られません。

実際に、食料品製造業の事業場において、「フライヤーの油を洗浄するため、薬品をスポンジに浸し、こすって汚れを落とす作業をしていたところ、手袋着用のみで腕力バーをつけていなかったため、薬品が袖口から腕に伝わり火傷した」というような災害が多く発生しています。

また その8割が、有機溶剤中毒予防規則等の特別規制の対象となっていない物質を起因として発生しています。

なにより、この対象となる化学物質は、約 2,900 種に及び、化学メーカーや金属関係の製造業や先程、ご紹介した食料品製造業に留まらず、飲食店・小売店など、業種を問わず一般の

事業場においても広く使用されています。

本年4月より、ほぼ全面適用となりました化学物質の自律的管理につきましては、国が行う危険性・有害性の分類で危険・有害と区分された物質のうち、自社が使用する物質について、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施することが求められています。

この新たな展開を踏まえ、来月10月9日に東京労働局と東京労働基準協会連合会等の共催で開催される「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」では、「今こそ知ってほしい化学物質の新ルール ～産業保健スタッフは何をすべきか～」とのテーマを掲げました。多くの方々のご参加をお願いするところであります。

そのほか労働衛生を巡っては、「高年齢労働者の労働災害防止対策の推進」、「過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進」、「病気の治療と仕事の両立支援を含む産業保健活動の推進」、「ハラスメント対策」など、引き続き取り組むべき重要な課題があります。

これらは高齢化していく時代の中で、有為な人材が長く活躍できる安全で安心な職場づくりには欠くことのできない施策であり、その取組の徹底は、企業や日本社会が持続的に発展していくための、礎といえましょう。

このような状況のなか、武元署長様からもお話がありましたが、第75回全国労働衛生週間が、「**推してます みんな笑顔の 健康職場**」をスローガンに、10月1日から10月7日まで展開されます。

これを機会に、皆様には、トップのリーダーシップのもと、各クラスの管理者や産業保健スタッフ等、関係者が一体となって、働く人々の心と体の健康確保を図り、安全・安心な職場を構築していただきますようお願い申し上げます。

また、これらの取組を通じて、健康障害の防止のみならず、労使の信頼関係が一層厚いものとなり、効率的な業務運営にも反映していくものと確信しております。

本日の大会の共催者である私どもも、各会員又は利用者の方々が各課題に対応される際の参考として頂くため、中央労働基準監督署様のご指導、ご協力を頂きながら、説明会、講習会等を実施してきておりますが、今後も必要な時期に必要な情報を提供させて頂くよう努力してまいります。

本日の大会が、より一層安全・安心、健康な職場の広がりのためにお役に立ち、各事業場のご発展に寄与することを祈念いたしまして、ご挨拶いたします。

ありがとうございました。

# 東京都最低賃金のお知らせ

1,163 <sup>時間額</sup>円

令和6年10月1日から

50円  
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

1,163円  
だワン



さいちん犬

## 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、  
生産性向上のための設備投資などを行う場  
合は、業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター

☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター

☎ 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは  
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)  
または 最寄りの労働基準監督署へ



中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・従業員の待遇改善への対応はお済みですか？



令和6年度 厚生労働省 東京労働局 委託事業

# 東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



## ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外・休日労働、36協定対応
- ✓ 就業規則の制定、見直し
- ✓ 育児・介護休業等諸規程の整備
- ✓ パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- ✓ 各種助成金の活用
- ✓ 人手不足、高齢者雇用対応

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、労務管理全般について、専門家が無料で以下の支援を行っています。

### 個別企業支援 訪問・オンライン

ご希望日に専門家が貴社を訪問  
またはオンライン対応にて、  
課題解決に向けた支援を行います。

### 電話・メール・ご来所 による相談

当センターにて、下記の  
受付時間に、電話・メール・  
ご来所による相談を行っています。

### セミナー講師派遣 オンラインも可

各種のご要望に応じ、会場での  
開催でも、オンラインでも  
セミナー講師を派遣します。

## 東京働き方改革推進支援センター

Web ページ



受付時間

(平日) 9:00 ~ 18:00

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 1-16-8  
虎ノ門石井ビル 4階

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

東京働き方改革推進支援センター



電話

0120-232-865

E-mail

[tokyo@task-work.com](mailto:tokyo@task-work.com)

ファックス

03-6206-7046



裏面は、働き方改革等の課題の有無に関する自主点検票(アンケート)と、無料の企業支援(訪問またはオンライン)の申込票になっています。  
FAX、E-mail、またはQRコードからのWebフォームのいずれからでもお申込みいただけます。

## 労災保険給付に関するQ & A

Q1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類相当に変更された後においても、労災保険給付の対象となりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類相当に変更された後においても、業務に起因して感染したものであると認められる場合には労災保険給付の対象となります。

《対象となるのは?》

○感染経路が業務によることが明らかな場合

○感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が高い場合

《 感染リスクが高い業務とは 》

(例 1) ※複数の感染者が確認された労働環境下での業務

(例 2) 顧客等との接近や接触の機会が多い労働環境下の業務

※複数の感染者が確認された労働環境下とは、請求人を含め、2人以上の感染者が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。

なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。

○医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

○症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

Q2 通勤に際し、通常は事業場に届け出ている公共交通機関を利用していますが、負傷当日は、事業場に届け出ている公共交通機関ではなく、自動車を使用して(通常利用することが考えられる経路)出勤したところ、交通事故にあい負傷しました。

事業場に届け出ている公共交通機関を利用しないで災害があった場合には、通勤災害として認定されませんか。

A 「合理的な経路及び方法」とは、当該住居と就業の場所との間を往復する場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいうものです。

合理的な経路とは、通常利用することが考えられる経路が二、三あるような場合は、その経路は、いずれも合理的な経路となります。

合理的な方法とは、鉄道、バス等の公共交通機関を利用し、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、労働者が平常用いているか否かにかかわらず一般的に合理的な方法と認められます。

しかし、無免許者が自動車を運転する場合、自動車等を泥酔して運転するような場合等には、合理的な方法と認められないこととなります。

この場合においては、給付の支給制限が行われることがあります。



# 令和6年度講習カレンダー〔令和6年10月～令和7年3月〕

## (公社)東基連 中央労働基準協会支部

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

QRコードは、ホームページに繋がります

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	受講費(円) 受講料+テキスト代(税込)	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
			使用テキストの改訂等に伴い、金額が変わる場合がございます。受講料につきましては、WEB申込時に再度ご確認ください。					
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210		20(木) 22(金)			25(火) 27(木)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180	10(木) 11(金)			22(水) 23(木)		
	石綿作業主任者技能講習	15,180	3(木) 4(金)		12(木) 13(金)	16(木) 17(金)	20(木) 21(金)	13(木) 14(金)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630		28(木) 29(金)				
	衛生推進者養成講習	9,900		26(火)				
	安全管理者選任時研修	会員 12,650 一般 14,850			3(火) 4(水)			
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	会員 15,070 一般 18,370	2(水)					
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】	会員 19,030 一般 22,330		6(水) 8(金)		27(月) 29(水)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】	会員 16,170 一般 19,470		6(水) 7(木)		27(月) 28(火)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】	会員 9,460 一般 11,660		8(金)		29(水)		
安全衛生講習 その他	総括安全衛生管理者講習	会員 10,450 一般 13,750	18(金)					
		会員 8,690 一般 11,990		12(火) 19(火)				
人事労務講習等	労働基準法等実務講座 【2回セット】	会員 8,085 一般 11,385	16(水) 23(水)					
		会員 未定 一般 未定				14(金)		
	女性活躍推進セミナー							

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。2024/9/6現在  
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。※東京都内限定 ※20名以上 ※日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。  
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

# 友だち

# 募集中

LINE 公式アカウント  
はじめました！

東基連【中央支部】で開催される  
講習・セミナー案内を中心に配信します！

公益社団法人 東京労働基準協会連合会  
中央労働基準協会支部 @905fmpu

公式 HP は「とうきれん中央」で検索してね！